

ごみ処理基本計画及び地域計画策定業務委託

業務委託仕様書

泉南清掃事務組合
令和3年4月

目 次

第1章 共通 仕様書	1
第1節 適用	1
第2節 業務名	1
第3節 本業務の目的	1
第4節 履行場所	1
第5節 本業務の履行期間	2
第6節 業務内容	2
第7節 敷地内既存施設の概要	2
第8節 関係法令順守	3
第9節 受託者の義務	3
第10節 業務管理	3
第11節 中立性の保持	3
第12節 秘密の保持	3
第13節 費用負担	3
第14節 工程管理	4
第15節 関係官公庁との協議	4
第16節 本業務上の提出書類	4
第17節 検査	4
第18節 資料の貸与	4
第19節 成果品	5
第2章 特記仕様書	6
第1節 ごみ処理基本計画の策定業務	6
第1項 業務内容	6
1. 計画策定の趣旨	6
2. ごみ処理に関する基礎資料などの収集・整理（基礎調査）	6
3. ごみ処理に関する課題の抽出・整理	8
4. ごみ処理基本計画の基本方針等	8
5. ごみ処理基本計画の内容	9
6. パブリックコメントの実施支援	10
第2項 ごみ処理基本計画の策定に係る留意事項	11
第2節 地域計画の策定業務	12
第1項 業務内容	12
1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	12
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	13
3. 施策の内容	13
4. 計画のフォローアップと事業評価	14
5. 地域計画の添付書類の作成	14
第2項 地域計画の策定に係る留意事項	15

第1章 共通仕様書

第1節 適用

本仕様書は、泉南清掃事務組合（以下「本組合」という。）が発注する「ごみ処理基本計画及び地域計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 業務名

ごみ処理基本計画及び地域計画策定業務委託

第3節 本業務の目的

本組合では、平成24年3月に策定した「泉南清掃工場長寿命化計画」に基づき、平成24年度から平成26年度にかけて実施した、泉南清掃工場（破碎施設を含む焼却施設）の基幹的設備改良工事により施設を延命し、令和12年度に供用開始とする次期清掃工場（焼却施設及び破碎施設）の建替えを計画しているところである。

令和2年度においては、「次期ごみ処理施設基礎調査業務委託」により、本組合の既存敷地内において、令和12年度を目標年次とした施設規模及び公害防止基準等を想定した施設について建替えが可能であることを確認した。

このことを踏まえ、本業務においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成23年度に本組合、泉南市及び阪南市（以下「構成市」という。）連名のもと策定された現行の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「ごみ処理基本計画」という。）が令和3年度に期間が満了することから、見直しを含めた次期計画書を作成する。

なお、令和12年度に新たにごみ処理施設の供用開始を計画していることから、次期ごみ処理施設の建設を視野に入れたものとする。

また、次期清掃工場の建替え計画を含め、既存一般廃棄物処理施設の整備計画にあたり、循環型社会形成推進交付金（環境省）を活用する予定であることから、一般廃棄物処理施設整備事業に際し、循環型社会形成推進交付金制度に基づき、廃棄物の3Rを総合的に推進するため市町村等の自主性と創意工夫及び明確な目標設定のもと、循環型社会の形成を図るための「循環型社会形成推進地域計画」（以下「地域計画」という。）を作成し、地域計画の承認申請及び交付申請に係る手続き、並びに各計画書策定までの総合的支援を目的とする。

第4節 履行場所

- (1) 本仕様書の示す場所：泉南清掃事務組合（阪南市尾崎町532番地）
- (2) 計画対象地域（圏域）：泉南市、阪南市

第8節 関係法令順守

受託者は、本業務の遂行にあたり、関係法令、指針、通達等を調査熟知し、業務内容に不備のないようにしなければならない。

第9節 受託者の義務

受託者は、本業務の履行にあたり、本業務の目的、趣旨等を十分に理解した上で、最高の技術を発揮して本業務の遂行を行うこと。

なお、本仕様書に定めのないものについて、計画の策定上必要と思われる事項については、本組合、受託者協議の上、これを行うものとする。

第10節 業務管理

- (1) 受託者は、本業務の円滑且つ適正な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者として管理（主任）技術者及び照査技術者を配置するものとする。
- (2) 管理（主任）技術者及び照査技術者は、技術士（技術士法：衛生工学部門[廃棄物管理、廃棄物処理、廃棄物管理計画のいずれか]）の資格を有し技術士として登録された者であり、本業務の全般にわたり技術的監理等を行うものとする。
- (3) 管理（主任）技術者及び照査技術者は兼務できないものとする。
- (4) 本業務の進捗を図るため、本業務実施前、実施中に本組合及び受託者は十分な協議を行うものとする。
- (5) 協議打合せ事項等は、受託者が議事録を作成し、本組合に提出し承諾を得ることとする。

第11節 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立を保持するよう努めなければならない。

第12節 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏洩または転用してはならない。

第13節 費用負担

本業務に伴い、土地への立ち入り調査、その他により物件に損害又は補償が生じた場合の費用負担は受託者の負担とする。

第14節 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し協議しなければならない。

第15節 関係官公庁との協議

受託者は、関係官公庁と協議を行うとき、または協議を求められた時は、誠意をもってこれにあたり、その内容は遅滞なく本組合に報告しなければならない。

第16節 本業務上の提出書類

(1) 業務着手時の提出書類

受託者は、本業務の着手に先立ち、次の関係書類を遅滞なく本組合に提出し、承諾を受けるものとする。

なお、管理（主任）技術者及び照査技術者の届出（選任）については、入札にあたり受託者が選任した者と同じとし、やむを得ず特別な理由により変更が生ずる場合は、本組合の承諾を必要とする。

- ① 着手届
- ② 工程表
- ③ 管理（主任）技術者届
- ④ 照査技術者届
- ⑤ 業務計画書

(2) 業務完了時の提出書類

受託者は、本業務の完了にあたって次の書類を提出しなければならない。

- ① 完了届
- ② 納品書（成果品含む。）

第17節 検査

受託者は、本業務完了後、所定の手続きを経て本組合の検査を受けるものとし、検査完了の合格をもって完了とする。

第18節 資料の貸与

(1) 本組合は、受託者に本業務に必要な資料を所定の手続きを経て貸与するも

- のとする。
- (2) 受託者は、本業務完了までに貸与されたものを本組合に返却すること。

第19節 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 本業務報告書 — 1式

次のとおり納品すること。

- ① ごみ処理基本計画の策定業務に係るもの。

区分	製本仕様	種別	部数
本編	レザック製本 (A4版)	泉南清掃事務組合版	50部
		泉南市版	50部
		阪南市版	50部
概要	平とじ (A4版)	泉南清掃事務組合版	20部
		泉南市版	20部
		阪南市版	20部

- ② 地域計画の策定業務に係るもの。

区分	仕様	種別	部数
本編	レザック製本 (A4版)	(連名) 泉南清掃事務組合、泉南市、阪南市	60部
概要	平とじ (A4版)	(連名) 泉南清掃事務組合、泉南市、阪南市	60部

- (2) 成果品の電子ファイル — 1式

- (3) その他必要なもの — 必要数

※本業務に係る契約手続き関係、議事録等及び地域計画の承認申請並びに交付申請に必要な書類を含む。

第2章 特記仕様書

第1節 ごみ処理基本計画の策定業務

第1項 業務内容

ごみ処理基本計画の策定は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づいて策定するもので、作成される計画書にあっては「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月15日付環廃対発第1609152号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）を参考にすることを前提とし、その基本となる検討事項を次のように定めるほか、策定にあたり当然必要とされる検討事項等については、本業務に含むものとする。

1. 計画策定の趣旨

ごみ処理基本計画の趣旨、関連法令の整理、計画期間及び目標年度等について整理すること。

なお、計画期間は計画策定時より15年間とし、必要に応じて中間目標年度を定めるものとする。

2. ごみ処理に関する基礎資料などの収集・整理（基礎調査）

（1）基本的事項の把握

ごみ処理対象地域の現状把握のために、以下に示す既往資料の収集と整理及び解析を行うこと。

- ① 自然的概況
- ② 人口動態・分布
- ③ 市街地・集落等の状況
- ④ 産業の動向
- ⑤ 土地利用状況
- ⑥ 将来計画（関係法令、国・大阪府などが定めるごみ処理に関する上位計画、構成市の総合計画等、その他関連計画、その他環境保全等）

（2）ごみ処理の現況把握

既往の資料に基づき、本組合及び構成市におけるごみの発生、収集・運搬、中間処理及び最終処分の状況について実態を整理すること。

- ① ごみの種類別発生量の現況

- 7) 家庭系ごみ及び事業系ごみについて、過去5年間の基本とし、実績により種類ごとに発生量を把握し、整理・検討すること。
- 1) ごみの種類は、原則として、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ（集団回収含む）、とすること。

② ごみの性状

ごみの種類別、焼却灰・飛灰の組成及び発熱量について、過去5年間の基本とし、ごみ質の特性を把握し整理・検討すること。

③ ごみ処理体制

ごみの発生・排出抑制、分別区分、収集・運搬、中間処理、最終処分等に関わる運営管理などを整理すること。

④ ごみ処理の実績

- 7) ごみの種類別発生量、減量化・再生利用、収集・運搬、中間処理、最終処分、温室効果ガス排出量等の状況について、過去5年間の基本とし、実績を把握・整理すること。
- 1) 直近年の実績をフローチャート等で図示すること。
- 7) ごみ処理に係る財政及び処理コストについて、過去5年間の基本とし、実績を把握・整理すること。

(3) ごみ処理行政等の動向

① ごみ処理行政の動向

国、大阪府及び近隣市町村におけるごみ処理行政の動向について整理すること。

また、ごみ処理広域化の状況についても整理すること。

② 関係法令等

ごみ処理に関する法令、国や都道府県の廃棄物処理に関する基本方針や基本計画、環境保全などのごみ処理に関する法令の整理を行うこと。

③ ごみ処理技術の動向

最近のごみ処理技術に関する動向を調査し整理すること。

3. ごみ処理に関する課題の抽出・整理

(1) ごみ処理の評価

2. (2) で整理した実績を基に、ごみ処理システムについて、発生・排出抑制、循環型社会形成面、公共サービス面、環境負荷面、経済面等について評価すること。

評価にあたっては、本組合及び構成市で設定した目標値、国の目標値、全国・都道府県・類似団体の平均値等の組合せによって評価し、評価項目や数値化に関しては、平成 25 年 4 月に環境省が改訂公表した「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システム構築の指針」を参考とすること。

また、これまで取組んできた施策の進捗、効果についても評価すること。

(2) 課題の抽出

これまでの実績、実績に対する評価、施策の取組み状況の評価に基づき、発生・排出抑制、資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみ処理経費などのごみ処理行政の課題、住民、事業者の果たすべき役割に関する課題について分析し整理すること。

4. ごみ処理基本計画の基本方針等

(1) 基本方針

ごみ処理基本計画の基本方針を明らかにすること。

(2) 他の計画との関連

関係法令、上位計画、構成市の関連計画との関係について整理すること。

(3) 目標年次

目標年次は原則として計画策定時より 15 年とし、必要に応じて中間目標年次を設けること。

5. ごみ処理基本計画の内容

(1) ごみの発生量及び処理量の見込

現況のごみ排出量を発生源別に家庭系ごみ、事業系ごみ及び直接搬入ごみ、資源ごみ等について調査し、人口統計、産業構造等を考慮して、将来の計画目標年次に至るまでのごみ減量化量・再生利用量、排出量等をごみの種類別に推計すること。

推計は、現状施策のまま推移する発生量及び処理量を推計するとともに、新たな施策を実施する場合の発生量及び処理量を推計すること。

- ① ごみの減量化量・再生利用量の見込み
- ② ごみの発生量、処理量の見込み

(2) ごみの発生抑制のための方策

- ① 組合及び構成市における方策
- ② 住民における方策
- ③ 事業者における方策

(3) 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

家庭、事業所から排出される段階で再生利用に配慮した区分で分別収集できるように分別区分等の検討を行うこと。

なお、計画目標年次におけるごみの発生量及び排出抑制量、処理量及び容器包装廃棄物の排出量の見込み、分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量等を推計すること。

(4) ごみ処理計画の策定

処理計画は、以下に挙げる項目について詳細な施策を検討すること。

目標年次に至るまでの処理計画の内容を現行の処理内容を踏まえ、ごみの種類別、処理主体別に定めること。

処理主体については、本組合等による広域処理、PFI等の民間活用についても検討すること。

- ① 発生・排出抑制計画
- ② 資源化計画
- ③ 収集・運搬計画
- ④ 中間処理計画
- ⑤ 最終処分計画
- ⑥ 啓発・推進計画
- ⑦ その他

(5) ごみ処理施設整備等の施策

上記(4)の計画に基づき、整備が必要な施設ごとに処理能力、処理方式、財政措置について検討すること。

また、新施設の建設、長寿命化・延命化が必要な施設については、その工事時期について検討すること。

- ① ごみ処理施設の整備に関する事項
- ② 新炉建設、長寿命化・延命化の時期の検討
- ③ ごみ処理に要する経費及び財務に関する事項（PFI方式導入等の民間活用も含む）

(6) 事業スケジュール

策定された処理計画について、事業スケジュールを以下の項目についてまとめること。

- ① 施設建設計画
- ② 事業スケジュール

6. パブリックコメントの実施支援

ごみ処理基本計画（素案）について、住民等からの意見を広く募集し計画へ反映することを目的に、本組合及び構成市それぞれについてパブリックコメントを実施する。

受注者は、パブリックコメントの実施に際して以下の支援を行うこと。

(1) パブリックコメント用資料の作成

パブリックコメントに資するため、資料を作成すること。

(2) 質問及び意見の取りまとめ、回答案の作成

案に対して寄せられた住民等の質問・意見を整理するとともに、回答案

を作成すること。

第2項 ごみ処理基本計画の策定に係る留意事項

(1) 素案策定期間

ごみ処理基本計画の策定にあたり、パブリックコメント及び議会等への報告が必要とすることから、素案として令和3年9月末日までに作成すること。

(2) 地域計画との関係

地域計画については、ごみ処理基本計画と整合性があることが前提とされていることから、地域計画の策定にあたり、パブリックコメントの手続きが必要とする場合、ごみ処理基本計画にあわせて実施するものとする。
なお、国及び大阪府への地域計画の承認申請にあつては、ごみ処理基本計画を添付する必要があるため、双方の確定次期について留意すること。

(3) 協議及び成果品

策定に係る協議については、本組合及び構成市関係部局の職員も参画し実施することを前提とする。

また、成果品については、本組合と構成市それぞれ個別に策定し納品すること。

第2節 地域計画の策定業務

第1項 業務内容

地域計画の策定にあつては、最新の「循環型社会形成推進交付金要綱」（令和3年3月31日付環循適発第2103311号環境事務次官通知）、「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」（令和3年3月31日付環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課通知）並びに関係する法令等に準拠し進めるとともに廃棄物処理法第5条の2に規定する基本方針に沿った地域計画を作成しなければならない。

また、地域計画は別途策定されたごみ処理基本計画に基づいて作成するものとし、その基本となる検討事項を次のように定めるほか、地域計画の大臣承認や交付申請手続きに当然必要とされる事項については、本業務に含むものとする。

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

（1）対象地域

- ① 計画の対象とする本組合及び構成市ごとに、人口、面積を整理すること。
- ② 計画地域の施設位置等、計画に必要な情報を示した地図を作成すること。

（2）計画期間

原則として5年を目安に計画期間を設定すること。ただし、計画期間が5年では妥当でないと判断される場合は、7年程度を限度として設定すること。

※長期にわたる継続的事業がある場合、1次計画、2次計画といった数次にわたる計画とし、次期計画の策定がスムーズに立案できるよう心掛けること。

（3）基本的な方向

3Rの推進に関する計画の目標、対象地域の目指す姿などについて、地域の廃棄物発生・排出特性や、これまでの廃棄物施策の推移、産業動向など、地域の特色に配慮した重点的な施策の方向を考慮して検討すること。

（4）ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

管内市区町村との連携、広域化・集約化の検討状況との連携、広域化・集約化の検討し、また焼却施設の新設においては本件について検討することが循環型社会形成推進交付金（環境省）の交付要件であることから、次のことを例に検討すること。

- ① 広域化・集約化の達成年度や具体的な目標
- ② 施設整備の広域化・集約化における位置づけ
- ③ 地域の広域化・集約化が困難である場合、その理由等
- ④ その他、地域の広域化・集約化に関すること

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物の処理の現状

圏域における過去5年以上の一般廃棄物の排出量、再生利用量、熱回収量、中間処理による減量化量、最終処分量の推移を把握し、直近年の実績をフローチャート等で整理すること。

(2) 生活排水処理の現状

過去5年以上の生活排水の処理人口、排出量、処理・処分量の推移を把握し、直近年の実績をフローチャート等で整理すること。

(3) 一般廃棄物等の処理目標

基本的な方向に従って、計画終了年度における排出量、再生利用量、中間処理による減量化量、熱回収量、最終処分量、その他の指標に関する目標値を設定すること。

(4) 生活排水処理の目標

基本的な方向に従って、計画終了年度における処理形態別人口、排出量の指標に関する目標値を設定する。

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

基本的な方向に従って、廃棄物処理の有料化、環境教育・普及啓発、マイバック運動・レジ袋対策・簡易包装など、地域で解決可能な施策に関する事項、汚濁負荷量削減のための生活排水対策などについて検討・整理すること。

(2) 処理体制

生活系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、産業廃棄物（併せ産廃）、及び生活排水の処理体制について、分別区分、収集運搬・処分方法、各種リサイクル法への対応、併せ産廃の受入対応、生活排水の処理対策等に関する事項について検討・整理すること。

(3) 処理施設の整備

基本的方向に従って、再生利用推進のための施設、熱回収等のための施設、適正な最終処分のための施設、収集運搬の最適化のための施設、併せ産廃モデル施設、し尿処理のための施設、浄化槽整備のうち、整備が必要となる施設について、施設の種類、処理能力、設置予定地、事業期間、事業費について検討・整理すること。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備に関して必要となる土地・地盤・地下水等の調査、周辺環境調査、測量、計画、設計、施工監理等の計画支援事業の内容と費用について検討・整理すること。

(5) その他の施策

その他、施設整備や処理体制などに直接関係しない施策、地域住民等との協働・助成などの事項、不法投棄対策に関する事項、災害時の廃棄物処理に関する事項等について検討・整理すること。

4. 計画のフォローアップと事業評価

(1) 計画のフォローアップ

計画の進捗状況の把握に関する事項を検討・整理する。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画の事後評価、計画の見直しに関する事項を検討・整理すること。

5. 地域計画の添付書類の作成

地域計画に、添付が必要な資料について取りまとめること。
具体的には、今後予定する交付金事業に関する施設概要や計画支援に関し

て、現時点で可能な範囲の整備内容について既存資料を基に設定すること。

なお、地域計画に必要な添付資料については、次の事項を参考にし、承認にあたり国または大阪府より別途資料を求められた時は本組合に協力し、完備できるよう努めること。

- ① 様式 1 : 循環型社会形成推進交付金等事業計画総括表 1
- ② 様式 2 : 循環型社会形成推進交付金等事業計画総括表 2
- ③ 様式 3 : 地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧
- ④ その他参考資料等、必要な書類

第 2 項 地域計画の策定に係る留意事項

(1) 本仕様書に定める書類等のほか、今後、国及び大阪府からの通知及び通達によって、内容変更又は追加等に必要になったものについては随時作成するものとする。

(2) 地域計画の策定に並行し、圏域におけるごみ処理基本計画を策定（見直し）していることから、直近のごみ処理基本計画も含め、整合性を図ること。

また、国及び大阪府への地域計画の承認申請においては、生活排水処理系の計画を含む地域を取りまとめた計画書を提出することになるため、必要な情報は組合を通じ構成市の環境部局より取り寄せ、取りまとめについては本業務において行うこと。

(3) 本組合が平成 23 年度に策定した泉南清掃工場長寿命化計画において令和 12 年度に次期ごみ処理施設の供用開始を計画していることから、次期ごみ処理施設に係る計画を視野に入れた計画であるものとする。

また、地域計画は 5 年間を標準に最長 7 年間の計画であることから、次期ごみ処理施設の建設に係る一連の整備事業案件は地域計画を分割することが想定されるため、次期地域計画の引継ぎがスムーズに行えるよう心掛け作成にあたること。

(4) 地域計画については圏域での計画であることから、作成に係る協議については構成市関係部局の職員も参画し実施することを前提とする。

(5) 次期ごみ処理施設の計画においては、令和 4 年度より次期清掃工場の建設に係る基本構想・計画を見込んでいる。このことを踏まえ、地域計画の策定にあっては、令和 4 年度早々に環境大臣による承認が得られることを目標とし、事前に承諾申請が行えることを念頭に業務にあたること。

また、基本構想・計画等は循環型社会形成推進交付取扱要領（環境省）に基づく計画支援業務として交付の対象とされていることから、令和 4 年の交付金適用は必須条件となる。

このことから、令和3年度中に当該年度にあたる大阪府からの要望額調査にも適宜回答する必要があることから、交付申請に係る事前の手続きが行えることを念頭に業務にあたるほか、本手続きにおいては本組合が必要とする書類作成にあたり協力し支援を行うこと。

- (6) 前項を鑑み、地域計画の提出は例年12月上旬を予定している。
このことから、ごみ処理基本計画を含め素案として令和3年9月末日までに作成にあたること。